

議案第 38 号

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大口町固定資産評価審査委員会条例（平成11年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。」を削り、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(書面審理) 第 6 条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成 14 年法律第 151 号）<u>第 6 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3 ～ 5 略	(書面審理) 第 6 条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成 14 年法律第 151 号。<u>第 10 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 3 号</u>において「<u>情報通信技術利用法</u>」という。）<u>第 3 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3 ～ 5 略